

# インド撤退スキーム概要

(2017年10月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ニューデリー事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地チャダ法律事務所  
に作成委託し、2017年10月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正など  
によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるもの  
ですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、  
本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、  
法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為を  
される場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよびチャダ法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、  
派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、  
不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の  
責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびチャダ法律事務所が係る損害の可能性を  
知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューデリー事務所  
E-mail：IND@jetro.go.jp

**JETRO**

## インド撤退スキーム概要

インド市場は、撤退が困難な市場として悪名高かったが、2016年にインド倒産法 (Insolvency and Bankruptcy Code, 2016)が成立したことを皮切りに、2016年12月頃よりインド市場から撤退するにあたって活用可能なスキームが刷新された。すなわち、本稿執筆現時点(2017年10月)で、

(1)清算/Liquidation

(2)自主清算/Voluntary Liquidation

(3)会社登記会社名抹消手続き/ Removal of Names of Companies from Register of Companies および

(4)休眠会社/Dormant Company

という四つの法律上の撤退スキームが活用可能だが<sup>1</sup>、2016年12月頃から(1)清算および(3)会社登記会社名抹消手続きの運用が、2017年4月頃から(2)自主清算の運用が、それぞれ開始した(なお、休眠会社に関しては2014年4月頃から運用開始)。

インド倒産法の成立以前は、会社の解散・清算までに10年以上かかることも稀ではなく、撤退までの見通しを立てることが非常に困難であったが、このような問題は解消に向かっていく。しかし、複数の法律が複数の法的な撤退スキームを規律しており、活用可能なスキームを判断することが難しいという状況はインド倒産法の成立前と同様であり、依然としてどのような会社がどの手続きを活用しうるか判断することは容易ではないという問題が存在する。そこで、本稿では、一覧性を重視し、現時点での各撤退スキームの概要や、日系企業が各手続きを利用する際に知っておくと有用な点について表にまとめた。

インドにおける法的な撤退スキームの概要を把握する必要がある場合や、撤退を考えている会社が自社にとってどのスキームが最適であるか判断する際に、本稿を活用いただきたい。

---

<sup>1</sup> なお、会社法271条に基づくwinding up(清算)制度によっても撤退という目的は達成可能だが、同条に関する施行規則が未発表であり事実上機能していない。

Name of the Procedure	清算 /Liquidation	自主清算 /Voluntary Liquidation	会社登記会社名抹消続き /Removal of Names of Companies from Register of Companies	休眠会社 /Dormant Company
概要・特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債務不履行の状況にある会社を清算させるための手続き。</li> <li>・10万ルピー以上の債務に関する不履行が必要。</li> <li>・インド子会社が債務の支払いに問題を抱えている場合、清算の方法が有力な選択肢となりうる。</li> <li>・なお、日本の倒産法制と異なりインド倒産法は、(1)会社再生手続きが奏功しない場合に初めて(2)清算手続きが開始するという2段階の手続き構造となっているため、まずは会社再生手続きの申し立てを行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債務不履行の状況にない会社を清算させるための手続き。</li> <li>・通常の清算手続きと異なり、会社再生手続きを経る必要はないが、手続きを開始するにあたって債権債務関係を解消する必要があるため、申請までの準備に時間を要する場合がある。</li> <li>・同手続きには一定の債権者の同意が要件とされているところ、訴訟を抱えている場合には同要件を充足できない可能性が高く、申請前に和解等の方法で訴訟を終了させる必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社登記を抹消する形で会社を解散させる方法。</li> <li>・債務をすべて弁済することを前提としているため、債務超過の会社は原則として登記除名手続きを利用できない。</li> <li>・2会計年度にわたり事業を行っていないことなどが要件とされており、申請までに時間を要することが一般的である点に留意が必要。</li> <li>・仮に会社解散後に債務の存在が判明した場合、取締役等が当該債務を負担することになるため、当該リスクの有無について慎重な検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社を休眠会社とすることで、事実上インド市場から撤退する方法。</li> <li>・インドにおける現在の事業を停止したいが、将来事業を再開する可能性がある場合、有力な選択肢となる。</li> <li>・申請には原則として2会計年度にわたり事業を停止する必要がある。</li> <li>・休眠中は原則として取引活動を行うことができず、原則として申請前に債権債務関係を解消する必要がある。</li> <li>・休眠中は、年2回の取締役会の開催や休眠会社申告書の提出</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社が債務超過の状態にある場合、ほかの撤退スキームを原則として採用し得ないため、清算手続きによる撤退を検討する必要がある。</li> </ul>			<p>など、休眠状態を維持するための最低限のコンプライアンスが要求される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休眠状態の期間は、会社法規則上 5 年間に限定(再申請可)。</li> </ul>
根拠法令	インド倒産法/ Insolvency and Bankruptcy Code, 2016	インド倒産法/ Insolvency and Bankruptcy Code, 2016	インド会社法/ Companies Act, 2013	インド会社法/ Companies Act, 2013
運用開始時期	2016 年 12 月	2017 年 4 月	2016 年 12 月	2014 年 3 月
主催機関	会社法審判所 /National Company Law Tribunal	会社法審判所 /National Company Law Tribunal	会社登記局 /Registrar of Companies	会社登記局 /Registrar of Companies
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債務不履行の状態にある会社ただし、すでに会社再生手続き下にある会社債務者(corporate debtor)、会社再生手続き終了から 12 カ月を経過していない会社債務者、12 カ月以内に承認され</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債務不履行がない会社のうち、下記条件を満たしている会社。 (1)完全な調査を行い債務がないこと、または資産の売却金によってすべての債務を支払えるという意見に至ったこと、および</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設立から 1 年間の間に事業を開始できなかった会社、または 2 会計年度にわたり事業活動を行っていない会社であり、かつ、休眠会社申請を行っていない会社は、全債務を消滅させた上で</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休止会社(2 会計年度にわたり事業を行っていない会社などは、以下の条件を満たす場合により申請可能。 株主総会特別決議等を経ることによって申請可能。</li> <li>・当局による調査、聴聞、捜査</li> </ul>

<p>申請要件 および 手続要件</p>	<p>た再生計画の条件に違反した会社債務者、または清算命令が下された会社債務者は申請不可。</p>	<p>詐取のための清算ではないことについての、多数派取締役による宣誓供述書による宣誓の実施。</p> <p>(2)上記宣誓供述書への監査済み財務諸表等の必要書類の添付。</p> <p>(3)上記宣誓から4週間以内に、会社の清算および清算人として活動する管財人の指名に関して株主総会特別決議を実施すること。</p> <p>(4)会社が債務を負担している場合、上記株主総会特別決議から7日以内に、会社債務額3分の2の債権者からの当該特別決議に対する承認の取得。</p> <p>(5)上記株主総会特別決議の日(これに対する会社債務額3分の2の債権者の承認を取得した場合はその取得日)から7日以内の、RoCおよびインド倒産法委員会に対する上記特別決議に関</p>	<p>株主総会特別決議等を経ることで、登記除名手続きの申請を行うことができる。</p> <p>・ただし、上記申請要件のほか、会社法規則が上場会社や当局による捜査等が行なわれている会社等の登記の削除を禁止される場合に関して規定しており、また、会社法249条は、会社名を変更し、または、州をまたいで本店所在地の登録を変更した会社等の申請を制限するなど、申請に関する制限を規定しているため、これらの規定に抵触する会社は申請することができない。</p>	<p>が会社に対してなされていないこと。</p> <p>・法令に基づき、会社が起訴され、またはこれが係属していないこと。</p> <p>・会社が未払いのパブリックデポジットを有しておらず、またはその支払いおよび利息の不履行がないこと。</p> <p>・会社が担保の有無を問わず、未払いのローンを有していないこと(ただし、一定の例外あり)。</p> <p>・経営陣または会社所有者の間に争いがなく、その証明を <b>Form MSC-1</b> に添付すること。</p> <p>・会社に、中央政府、または州政府、またはその他地域当局等に対する未払い税金、料金等がないこと。</p> <p>・ワークマンに対する支払いに関して不履行がないこと。</p> <p>・会社の株式がインド国内外の</p>
<p>申請要件 および 手続要件</p>				

		し通知すること。		証券取引所で上場されていないこと。
申請前必要期間 (目安)	4~6 カ月	4~8 カ月 ※事実関係によっては大幅に超過する可能性あり。	約 2 年(書類の準備については 1~2 カ月) ※通常の日系企業の場合、2 会計年度の事業停止が要件となるため。	約 2 年(書類の準備については 1~2 カ月) ※通常の日系企業の場合、2 会計年度の事業停止が要件となるため。
申請後必要期間 (目安)	12~18 カ月 (会社再生手続きを含む。)	12~18 カ月	4~6 カ月	数週間
費用 (目安)	高	高	中 または 低	中 または 底